

栃木県議会議長 山形修治様

2022年8月22日

日本共産党栃木県議団
代 表 野村せつ子

安倍元首相の「国葬」に関する申し入れ

岸田文雄政権は、安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に東京・日本武道館で行うことを決定しました。

もともと「国葬」は、戦前、天皇と皇族、「国家に偉功のある者」に対して、「国葬令」にもとづいて行われ、天皇中心の専制国家をささえる儀式でした。戦後、「国葬令」は失効し、「国葬」の基準を定めた法令はなく、法的根拠がありません。また、国が全面的に国費を用い、安倍氏の政治を全面賛美する立場で「国葬」を行うことは、国民の中で評価が分かれている安倍氏の政治を、国家として全面的に賛美・礼賛することになります。それは、憲法に保障された内心の自由を侵害して、国民一人ひとりに弔意を強制することにつながると考えます。このような重大な問題を、国会での審議もなしに閣議で決定したことも、民主主義軽視との批判が強まっています。日本共産党は「国葬」の中止を強く求めています。

国民の民意は、世論調査の状況から見ても、国葬の実施に否定的意見が多数です。「下野新聞」8月12日掲載の共同通信社調査によると、国葬として実施することへの岸田首相の説明に「納得できない」が56.0%で「納得できる」の42.5%を上回りました。時事通信社の8月の世論調査では「国葬」反対が47.3%、賛成が30.5%、NHKの調査(5~7日実施)では国葬を行うことを「評価しない」が50%、「評価する」が36%となっており、読売新聞社の調査(5~7日実施)でも「評価する」49%、「評価しない」46%と二分しています。国民の合意と納得が得られていないことを如実に示すものと言えます。

故人への個々の弔意と「国葬」の実施は別の問題であり、とくに政治的立場や考え方の違う議員で構成されている議会として、国民の民意が大きくわかれている問題への対応は慎重であるべきです。仮に「国葬」への都道府県議会議長の出席や弔意の表明などが要請されたとしても応じるべきではないと考えます。

については国葬の実施に際して、議長ならびに栃木県議会としての対応について、以下の通り申し入れます。

記

1. 仮に国葬への出席等の要請があった場合応じないこと。議長として、また議会として弔意を示す行為を行わないこと。議員に対し、弔意の強制または強要をしないこと。

以上